

災害等緊急時における連携協力に関する協定書

高知県（以下「県」という）と特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン（以下「法人」という）とは、災害発生時並びに発災時の連携に向けた平時における準備等の協力について、以下のとおり協定する。

第1条 目的

本協定は、両者が法人の所有又は運用する救助技術・航空機等を活用し、災害時の人員・救援物資等の輸送、患者搬送などを実施することにより、県民の生命への被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

第2条 協力事項

災害発生時の支援及び平時における連携体制整備のための協力内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法人の医療従事者・救助隊員・航空機等の派遣
- (2) 県が必要とする救援物資の輸送、患者搬送
- (3) 県、法人が実施する平時の準備
- (4) 前1・2・3号に掲げるもののほか、特に県もしくは法人から協力要請のあった事項
- (5) その他、第1条の目的に合致する活動

第3条 協力要請

県と法人は、第2条に掲げる事項に関してお互いに協力を要請することができる。

2 前項の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又は、メール等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

第4条 支援実施

法人は、県の要請に基づき、直ちに活動可能な範囲において支援協力を実施するものとする。

2 県の要請に応じることができない場合は、法人は、その旨を速やかに県に連絡するものとする。

第5条 平時の活動

県及び法人は、この協定に基づく支援活動が災害時において迅速かつ円滑に行われるよう、平時から情報交換及び必要な訓練を行うよう努めるものとする。

第6条 連絡担当者

県及び法人は、本協定に関する連絡担当者を定めておくものとする。連絡担当者に変更があった時には、速やかに相手側に報告するものとする。

第7条 協定の期間

本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日の1か月前までに、県又は法人のいずれからも書面による協定終了の申出がない場合は、本協定は1年間延長され、その後も同様とする。

第8条 費用の負担

支援活動に要した費用の負担については、基本的には法人の資金で行うものとする。ただし、発災時の支援活動に向けた平時における事前準備に費用が必要な場合などは、県と法人が協議して決定するものとする。

第9条 個人情報の保護

県及び法人は、本協定による事項を実施するに当たり、各自の個人情報保護方針に則り個人情報を厳正かつ適切に管理しなければならない、みだりに第三者に提供し、又は不当な目的に利用してはならない。なお、本協定の終了後又は解除後においても同様とする。

2 個人情報の取扱いに疑義が生じたときは、その都度、県と法人が協議してその解決に当たるものとする。

第10条 その他

本協定に関して協議が必要な事項が発生した場合には、県と法人は誠実に協議を行う。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和6年11月20日

高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県知事

広島県神石郡神石高原町近田1161番地2
特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパン

代表理事